

日金協（会）第令 1-93 号

令和元年 12 月 27 日

貸金業者各位

日本貸金業協会

会長 今井 三夫

### 「経営者保証に関するガイドライン」の特則の積極的な活用について

令和元年 12 月 24 日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則が公表されました。

今般、金融庁から当協会会長に、別紙のとおり、周知徹底要請がありましたのでご案内申し上げます。

なお、本特則の詳細は、日本商工会議所及び全国銀行協会のHPをご覧ください。

日本商工会議所HP

<https://www.jcci.or.jp/news/2019/1224140030.html>

全国銀行協会HP

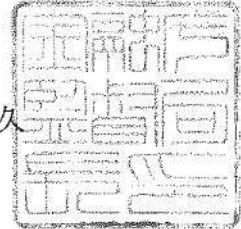
<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2019/n122401/>

以 上

金 監 督 第 6004 号  
令和元年 12 月 24 日

日本貸金業協会会長 殿

金融庁監督局長 栗田 照久



「経営者保証に関するガイドライン」の特則の積極的な活用について

令和元年12月24日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の特則が公表されました。

本特則は、「ガイドライン」を補完するものとして、事業承継時に際して求め、期待される具体的な取扱いを定めたものとなっております。当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じて、本特則が融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。

本特則が広く活用され、事業承継時には原則二重徴求は求めないこととするなどの経営者保証に依存しない融資の一層の実現に向けた取組みが進むことで、円滑な事業承継が行われることが期待されます。

つきましては、貴協会傘下機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 営業現場の第一線まで本特則の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、顧客に対する幅広い周知・広報の実施、社内規定や契約書の整備等、所要の態勢整備に取り組むこと。
- (2) 本特則の適用に関する準備が整った場合は、運用開始日を待たず、先行した対応を開始すること。
- (3) 中小企業等からの相談には、その実情に応じてきめ細かく対応し、必要に応じ外部機関や外部専門家とも連携しつつ、本特則の積極的な活用を努めること。

(以 上)